様式16

番号

令和　年　月　日

国土交通大臣　あて

補助事業者の長

令和　　年度所有者不明土地等対策事業費補助金交付申請書

令和　　年度所有者不明土地等対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第５条の規定により、下記のとおり申請する。

記

１．補助事業の種類 所有者不明土地等対策モデル事業

２．交付申請額 金　　　　　円

３．事業完了の予定期日 令和　　年　　月　　日

（添付書類）

様式16の別添１ 事業概要書

様式16の別添２ 補助金調書

様式16の別添３ 補助事業者等に関する確認書

債主登録票

様式16の別添１

令和　　年度所有者不明土地等対策事業　事業概要書

１．基本的方針

（１）事業目的

（２）事業内容

２．補助事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 種　別 | 実施内容 |
| 所有者不明土地等対策モデル事業 | イ 所有者不明土地等対策モデル事業に要する費用を交付するための事務 |  |
| ロ 附帯事務 |  |

別　紙（様式16関係）

所有者不明土地等対策モデル事業に係る各費目の区分及び内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人件費 | 給　　　料 | 事業執行のため直接必要な一般職員の給料 |
| 職員手当 | 事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当 |
| 社会保険料 | 職員の給料及び賃金に係る社会保険料 |
| 旅　費 | 旅　　　費 | 事業執行のための出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償 |
| 庁　費 | 賃　　　金 | 事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。） |
| 報　償　金 | ヒアリング、検討会等の出席者への謝礼金 |
| 需　用　費 | 文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、食糧費（学識経験者による検討会等補助事業の執行上特に必要な場合のお茶代に限る。）、設計書、図書、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、ガス等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車、自転車等備品の修繕料 |
| 役　務　費 | 郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、広告料、物品取扱手数料並びにテキスト等の筆耕料 |
| 委　託　料 | 設計、試験、調査等の委託料 |
| 使用料及び賃　借　料 | 自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃貸料 |

様式16の別添３

令和　　年　　月　　日

補助事業者等に関する確認書

住所：

申請者氏名：

下記１.～３.の各項目について、該当する項目にチェックを入れてください。

１．本補助事業において、次の（１）～（３）の関係にある会社から行う調達の有無。

（１）１００％同一の資本に属するグループ会社

（２）補助事業者の関係会社（財務諸表等規則第８条第８項で定めるもの。上記（１）を除く。）

（３）補助を受ける者（法人の場合にあっては、その役員）が役員に就任している会社

（１）～（３）の関係にある会社からの調達は一切ない。　[ ]

（１）～（３）の関係にある会社からの調達がある。　　　[ ]

　（１）～（３）の関係にある会社からの調達がある場合は、価格の妥当性を確認するため、３者以上からの見積り結果を添付してください。

　また、本確認書に虚偽の記載をし、記載内容が事実と相違していることが発覚した場合は、補助金の全額返還を求めることがあります。

２．直近５か年度において国土交通省不動産・建設経済局が所轄する他の補助事業において補助金返還命令を受けたこと。

該当なし　[ ] 　　　　該当あり　[ ]

３．暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にあること。

該当なし　[ ] 　　　　該当あり　[ ]

なお、２．３．において該当のある事業者は、原則として補助金の申請をすることができません。